

**第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会
観客誘導にかかる警備計画作成等業務委託に関する質問への回答**

No.	項目	質問	回答
1	契約書（案） 第3条	<p>本業務は弊社グループ全体で対応させていただきたいと考えております。「一括再委託」は契約書上できないとされておりますが、一部業務をグループ会社に再委託すること自体は問題ないでしょうか。</p>	<p>再委託に係る条件については、契約書（案）第3条（乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。）のとおりとなります。</p> <p>なお、本業務に係る入札参加資格については、複数の企業で組んだ共同事業体でも参加可能としています。（入札説明書「2 入札参加資格」）</p>